

国際課税

Q & A

▶▶内国法人の子会社である香港法人の税負担が25%を超える場合の事例について

(税理士 小沢 進)

Q 当社は内国法人ですが、香港に100%出資の子会社を有しています。この香港子会社はペーパー・カンパニーですので、原則としてタックス・ヘイブン対策税制の適用があるものと考えておりますが、次のような状況にありますので、香港子会社の税負担は25%を超えることとなります。したがって、ペーパー・カンパニーである香港子会社であっても、結果としてタックス・ヘイブン対策税制の適用はないものと考えておりますが、このような考え方でよろしいでしょうか。

- ① 香港子会社の主たる事業は、香港子会社の有する日本支店での販売活動であり、日本支店においては、その稼得する所得に対して日本の法人税及び地方税が課されている。
- ② 香港子会社は本店において一部資産の運用を行っているが、この運用益についての課税はない。
- ③ 上記①及び②の状況から香港子会社自体の全体での税負担は、日本での税負担分が総対的に緩和され、概ね30%程度となっている。

A ご質問では、香港子会社をペーパー・カンパニーと位置づけておりますが、日本支店で事業活動を行っていることから必ずしもペーパー・カンパニーと位置づけることはいわゆると思われませんが、本店の所在地の香港では事業活動がなく、従業員もいないことからそのように位置づけたものと考えます。

タックス・ヘイブン対策税制の適用の有無の判定の一つの基準として、その外国法人が所得に対する税がない国に本店又は主たる事務所を有している場合、又は、その外国法人の税負担が実効税率25%以下の場合に適用の対象とされます。

この場合の実効税率25%以下に該当するか否かは次の算式により判定されます。

$$\frac{\text{その外国法人が課された所得に対する租税の総額}}{\text{その外国法人の所得金額}} = \text{判定税率}$$

したがって、この算式の分子には香港子

会社の日本支店が課された日本の法人税額及び地方税額が、そして分母には、日本支店が稼得した所得金額と資産の運用による所得金額との合計額が記載されることとなります。

ご質問のとおり、この算式により算定された税率が25%超であれば、タックス・ヘイブン対策税制の適用がないこととなります。

ところで、日本での事業活動以外に資産の運用を行っていて、その分については課税がないとのことですが、香港子会社をペーパー・カンパニーと位置づけていることは、その資産の運用益は実体のある日本支店の活動により生じたものとされる可能性もありますので、タックス・ヘイブン対策税制の適用はないとしても、その運用益が国内源泉所得に該当すれば、日本支店の所得として課税される可能性があるため、留意が必要と考えます。